

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
			<ul style="list-style-type: none"> 職員によるセールスコール：4回 韓国山梨デスクの設置： <ul style="list-style-type: none"> (1) 山梨県観光情報発信業務 新聞・雑誌広告(全国紙1回、経済紙1回、観光専門紙1回、ワゴン雑誌1回) (2) 韓国内事業者等招請業務 旅行エージェンツの招請：7社7名 ワゴン関係者の招請：7社7名
中国観光・経済交流拠点活用事業	6,000	6,000	<ul style="list-style-type: none"> ■目的 中国人旅行者の増加や経済交流活動の活性化 ■実施内容 北京及び上海拠点へ観光セールス等を委託 ■委託料の内訳 北京観光拠点3,000千円、上海観光・経済交流拠点3,000千円

(3) 国際観光振興事業に関する山梨県独自調査の実施について

意見(Ⅲ-11(3))

国際交流課では、観光庁が行う統計調査等の外部調査結果を参考にして、国際観光振興事業を企画・実施している。しかし、こうした外部調査結果の多くは全国的な趨勢を表すに過ぎない場合が多い。

外国人観光客は、国によって趣向が異なると考えられるため、国別のきめ細かい調査を行い、国際観光振興事業をより効果的・効率的に企画・実施することが望まれる。

国際交流課では、観光庁が行う統計調査等の外部調査結果を参考にして、外国人観光客誘致のためのPRなど国際観光振興事業を企画・実施している。

ただし、外部調査結果の多くは全国的な趨勢を表すに過ぎず、当該調査結果のみでは外国人観光客に関する詳細な実態は把握できないことが多い。外国人観光客は、国によって趣向が異なると考えられ、県内観光資源を効果的かつ効率的にPRするためには、国別のきめ細かい調査を行うことが有用である。

例えば、国別の県内観光資源に対する意識調査や購買動向調査等、国別の趣向に関する

る詳細な分析を実施し、国際観光振興事業をより効果的・効率的に企画・実施することが望まれる。

(4) 外国人観光客受入体制整備事業とおもてなし推進事業の連携について

意見(Ⅲ-11(4))

外国人観光客受入体制整備事業は県が実施する取組みであり、地域おもてなし力向上モデル事業は市町村等の地域の取組みを県が支援するものである。両者は直接的な実施主体が異なるものの、それぞれの事業内容には類似性のある取組みが含まれている。このように類似性のある事業については、県と地域の取組みが重複しないよう調整することで、事業の効率性向上が期待できる。反対に、特定の県内観光資源について県と地域が連携し重点的に取組むことで、より効果的な事業推進が期待できる。事業の所管課がより一層連携し、効果的・効果的な事業実施に向けた検討を行うことが望ましい。

① 国際交流課が行う外国人観光客受入体制整備事業

やまなし観光推進計画のインバウンド観光戦略の一環として、国際交流課において、外国人観光客受入体制整備事業を行っている。当該事業は以下の事業から構成される。なお、平成27年2月議会で決議された補正予算であるため、全額が平成27年度に繰り越されている。

図表Ⅲ-11(4) ① 外国人観光客受入体制整備事業の事業内容

事業内訳	事業内容	事業効果	予算額 (千円)
県内集客施設案内パンフレット等多言語化事業	集客施設の案内パンフレットや館内案内表示板等の多言語化を実施する。	各施設における主体的な取組みへの移行が図れることにより、県全域での観光客の満足度が向上し、グレードの高い観光地に向けた一歩を踏み出すことが期待される。	30,000
飲食店メニュー等翻訳支援事業(翻訳支援事業及び誘客促進事業)	県内ホテル、旅館等における料理メニューの英語化のためのメニューとなる取組みを実施する。英語化したメニューを活用し、訪日	県全域での観光客の満足度が向上し、結果としておもてなしの心があるグレードの高い観光地に向けた一歩を踏み出すことと	7,000

事業内訳	事業内容	事業効果	予算額 (千円)
外国人1人御歩き ワッツ作成事業 (ワッツ作成事業 及びプロモーション 事業)	旅行を取り扱うWEBサイ ト等で当該観光施設とと もに料理内容を掲載し たページを作成する。 英語による県内主要エリ ア拡大地図と観光地を紹 介したワッツを作成し、観 光案内所、駅、ホテル等に 設置する。外国現地メダイ アを活用し、ワッツ片手の 小旅行の撮影及び放映を 行う。	なる。外国人観光客受入体 制意識が醸成され、各施設 における主体的な取組み への移行が期待される。 外国人観光客に県の観光 資源を知ってもらい、自分 だけのスポットを発見す るなど旅の喜びを感じて もらうことができる。ま た、海外メダイアでワッツ を使った小旅行を放送し てもらうことにより、外国 人観光客に県を身近に感 じてもらい、県への誘客を 効果的に促進する。	7,000
合計			44,000

(出典：国際交流課作成資料より引用)

② 観光企画・ブランド推進課が行うおもてなし推進事業

やまなし観光推進計画のおもてなし戦略の一環として、観光企画・ブランド推進課に
おいて、おもてなし推進事業を行っている。
当該事業は、以下の事業から構成される。

図表III-11(4) ② おもてなし推進事業の事業内容

事業内訳	事業内容	事業効果	予算額 (千円)
地域おもてなし力 向上モデル事業費 補助金	県内各地で実施される地 域のおもてなし推進に繋 がる取組みを「地域おもて なし力向上モデル事業」と して認定し、事業や活動を 支援することにより地域 のおもてなしの取組みの	民間主導のおもてなし推 進のための取組みを促進 することにより、官に頼ら ない自主的なおもてなし 推進が進む。民間の様々な アイデアをくみ上げる ことにより、多様なおもて	3,000

事業内訳	事業内容	事業効果	予算額 (千円)
「おもてなし年賀 状」作成・発信事 業	「おもてなしやまなし」 「山梨のここが好き(自由 記述)」と予め刷り込んだ 年賀状を作成・販売する。 自分の好きな場所・ものを 年賀状に載せて情報発信 することができ、おもてな しの実践であることを、県 民に認識してもらおうと もに、県の「おもてなし日 本一」を目指す取組みを全 国に向け情報発信する。	なし推進事業が地域に根 付く。地域や企業等でおも てなしの実践等の中心と なるリーダーの育成が図 られる。「おもてなしのや まなし県民大会」において 事例発表することにより、 広く県民への事業の周知 が図られる。	1,310
「おもてなし学習 ノート」の作成	次世代を担う子どもたち のおもてなし意識の醸成 を図るとともに実践活動 に繋げる動機付けとする ため、観光についての理解 をはじめ、地域の自然、歴 史、文化等を学ぶ地域の価 値を知ることができる小 学生向けの学習ノートを 作成し、授業で活用する。	身近な地域の郷土学習へ の関心・意欲向上、次世代 を担う子どもたちのおも てなしマインド育成、県全 体のおもてなしの底上げ。	1,141
おもてなしアトバ ンガー派遣事業	県内の市町村、観光(関連) 事業において、おもてなし 向上に取組むセミナー等	県内市町村・各業界のおも てなし推進に向けた取組 みの後押し、おもてなしの	865

事業内訳	事業内容	事業効果	予算額 (千円)
	に対してアパインガーを派遣し、県内のおもてなし推進を図る。	質の向上。	
やまなしおもてなし宣言	観光事業者、県民等におもてなしの実践を宣言してもらい、宣言した事業者、県民等にはステッカー・置き型のプレート・缶バッジ等を交付する。これにより、おもてなしに取り組む事業者、個人等を増やし県民運動として浸透させていく。	県民・旅行者へのアピール(企業のイメージアップ、観光地のイメージアップ)、おもてなし実践の後押し。	844
おもてなし表彰制度	おもてなし観光振興条例に基づき、優れたおもてなしを実践している県民及び事業者を県が表彰することにより、これを広く県民に周知して、山梨ならではの「おもてなし」を県内全域に展開する。	県民総参加で「おもてなし」に取り組む機運が醸成される。	52
合計			7,212

(出典：観光企画・ブランド推進課作成資料より引用)

このうち、地域おもてなし力向上モデル事業費補助金の平成26年度の実績は以下のとおりである。

図表Ⅲ-11 (4) ⑨ 地域おもてなし力向上モデル事業費補助金の実績

団体	事業名	事業内容	交付 決定額 (千円)
A	外国人観光客(インバウンド)誘致事業	市の観光パンフレットの外国人観光客向け概略版の作成	430
B	外国人に対する接客・接遇向	運転者を対象にしたセミナー開催及び指差し	419

団体	事業名	事業内容	交付 決定額 (千円)
	上事業	シート・会話集の作成	
C	観光客にやさしい街づくり	英文メニュー設置店へのステッカー配布や街歩きふれあい地図作成、講習会	450
D	おもてなし力向上事業	講習会の開催、観光に携わる市民等へ配布するおもてなしグッズ等の作成	441
E	おもてなしグッズ事業	タクシーによる半日ルートや観光時の安全アパインスを掲載したおもてなしグッズ作成	43
F	地域の「宝」を紹介する冊子(宝めぐり)作成事業	地域の宝を紹介する冊子(宝めぐり)の作成	433
G	おもてなしガイド養成講座	村民対象にした10回のおもてなし観光ガイド講座の開催	350
H	おもてなし「おしほりTAXI」プロジェクト	タクシー内で観光客へおしほりを渡すおもてなしを実施	433
	合計		2,999

(出典：観光企画・ブランド推進課作成資料より引用)

⑨ 事業の類似性

外国人観光客受入体制整備事業は県が実施する取組みであり、地域おもてなし力向上モデル事業は市町村等の地域の取組みを県が支援するものである。前者は直接的な実施主体の点で異なる。

しかし、事業内容としては、前者は案内パンフレット、案内看板、料理メニューの多言語化やマップの作成等であるのに対し、後者には補助対象団体に關する外国人向け観光パンフレット作成、英文メニュー設置店へのステッカー配布等があり、類似性のある取組みが含まれている。また、その事業効果も、外国人を含む観光客の満足度を高め、観光・宿泊客数の増加を目指す点において、類似性が認められる。

このように類似性のある外国人観光客に関する事業については、県と地域の取組みが重複しないよう調整することで、事業の効率性が高まることが期待できる。反対に、特定の県内観光資源について県と地域が連携し重点的に取り組むことで、より効果的に事業が推進されることが期待できる。事業の所管課がより一層連携し、効果的な事業実施に向けた検討を行うことが望ましい。

1. 2. 農政部果樹食品流通課 (農産物販売戦略室含む)

(1) 業務の概要

農政部果樹食品流通課及び農政部農産物販売戦略室は、山梨県の果樹農業及び野菜農業の抱える課題へ対処し、果樹及び野菜の生産の維持・拡大を図ることを目的とし、生産条件の整備や高付加価値化支援、果実の海外輸出促進など、生産振興から流通・販売促進・消費拡大等、多岐にわたる事業を展開している。

山梨県の果樹農業及び野菜農業の抱える課題には、他県産地との競争激化、消費者の「安全・安心・新鮮」志向の高まり等の情勢変化が含まれる。

(2) 農政部果樹食品流通課及び農政部農産物販売戦略室の主な事業

農政部果樹食品流通課及び農政部農産物販売戦略室で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-1.2 (2) ① 果樹食品流通課の主な事業

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
6 次産業 化ネット ワーク活 動支援事 業費	52,898	10,895	<p>■目的 農業者等の6次産業化推進</p> <p>■実施内容 山梨県中小企業団体中央会へ6次産業化サポーター業務を委託し、6次産業化に関する人材育成研修会・交流会・セミナー及び個別相談会の開催、農林漁業者等へのサポート活動(個別相談指導・ゾラメンバー遣)の実施</p> <p>■活動実績 ・人材育成研修会(1回、74人) ・交流会(1回、14団体) ・セミナー及び個別相談会(4回、セミナー参加者80人、相談事業者数33人) ・個別相談指導(専門家派遣回数69回、延べ212時間)</p>
6 次産業 化トライ	4,000	0	<p>■目的 農業者等が6次産業化に取り組める環境の整備</p>

図表Ⅲ-1.2 (2) ② 農産物販売戦略室の主な事業

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
農産物直 売所魅力 アップ支 援事業費	291	271	<p>■実施内容 (1) 全国の6次産業化成功事例の調査 (2) 農業者等に6次産業化の試作品づくりのための場所、機器、ノウハウの提供 (平成27年度予算へ繰越)</p> <p>■目的 農産物直売所の販売力強化</p> <p>■実施内容 農産物直売所魅力アップ支援講座の開催及び茨城県先進直売所の視察(平成26年11月13日)</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
農産物流 通販売強 化対策事 業費補助 金	4,602	3,865	<p>■目的 果産農産物の販売力強化のため、首都圏における市場流通情報収集・産地情報発信</p> <p>■実施内容 東京都中央卸売市場大田市場内に設置している「山梨県農産物インフォメーションセンター」、「やまなし輸出促進センター」実施事業に対する補助</p> <p>■補助金概要及び実績 (補助金概要) 市場・流通に関する情報の収集、発信、産地情報の発信のための企画、調整、プロモーション活動等の事業費補助</p> <p>①補助先 山梨県農畜産物販売強化対策協議会 ②補助対象事業費 9,204千円 ③補助率 1/2以内 (実績) ・情報提供回数 317回 ・需要促進対策活動回数 44回</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
			③補助率 定額 (1/2 以内) (実績) ・フルーツショップ設置店舗数 台湾 4店舗、香港 2店舗 ・フルーツフェア実施回数 シンガポール 1回、タイ 1回 ・トップセールス実施回数 1回 (タイ)

(3) 6次産業化ネットワーク活動支援事業費に関する活動指標の設定と単年度の事務事業評価について

意見(Ⅲ-12(3)①)
 6次産業化ネットワーク活動支援事業において、事業としてどれだけ活動したかを示す活動指標を設定していない。
 事業の成果を得るための活動内容及びその量について、活動指標として目標を設定し実績と比較することで、事業の取組み状況及び成果指標との関係が明らかとなる。
 例えば、やまなし6次産業化サポートセンターでの相談件数、専門家派遣回数など、事業として行う活動についての活動指標を設定することが望ましい。

意見(Ⅲ-12(3)②)
 6次産業化ネットワーク活動支援事業において、事業の成果指標として、支援経営体数及び総合化事業計画認定者数を設定しているが、当該指標の単年度における目標達成状況を考慮せずに事務事業評価を行い、その結果を資料として記録している。また、このように事業の成果指標の達成状況と事務事業評価が結び付かない資料をもとに翌年度の予算編成を行った場合には、誤った意思決定をもたらす可能性も危惧される。
 今後は、事業の成果指標の達成状況に基づいた適切な事務事業評価を行うことが望まれる。また、事務事業評価に際しては、県の行政評価における事務事業自主点検シートのような事務事業評価に必要な項目を予め設けた様式に記録することが望まれる。

6次産業化ネットワーク活動支援事業では、やまなし6次産業化サポートセンターでの相談窓口業務、専門家派遣による支援、総合化事業計画の作成サポート、総合化事業計画認定後のフォローアップ等を実施している。

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費	14,004	14,000	■目的 大消費地等への効果的な消費宣伝活動による、県産農産物のイメージアップと消費拡大 ■実施内容 (1) 認証農産物の販路開拓 「富士の国やまなしの逸品農産物」トップセールス及び販売促進フェアの実施 (2) 県産果実等の県内外消費拡大 「やまなしフルーツフェスタ」の開催、「マデイアプロモーション」の実施及び新商品の開発支援 ■補助金概要及び実績 (補助金概要) 農畜産物の有利販売、消費拡大活動に関する事業費補助 ①補助先 山梨県農畜産物販売強化対策協議会 ②補助対象事業費 31,719千円 ③補助率 定額 (1/2 以内) (実績) ・トップセールス実施回数 3回 ・逸品農産物販売促進フェア実施店舗数 7店舗 ・やまなしフルーツフェスタ実施店舗数 926店舗
果樹王国やまなし輸出拡大サポート事業費	3,632	2,776	■目的 相手国の政府関係者・流通関係者等の訪問による果実の海外への販路拡大、PR活動による商流の確立 ■実施内容 統一ロゴマークシール・PRチラシ作成、フルーツショップ設置・フルーツフェア開催に関する事業費補助、知事によるトップセールスの実施及びビジュアルコミュニケーション等年会費負担 ■補助金概要及び実績 (補助金概要) 高品質な県産農産物の輸出促進活動に関する事業費補助 ①補助先 山梨県果実輸出促進協議会 ②補助対象事業費 3,255千円

① 6次産業化ネットワーク活動支援事業費に関する活動指標

果樹食品流通課は、6次産業化ネットワーク活動支援事業において、事業としてどれだけの活動したかを示す活動指標を設定していない。

事業の成果を得るために、どのような活動をどの程度行うかを計画し、実行した結果と比較することで、事業の取組み状況が明らかとなる。また、このような活動指標の達成状況と、そこからどれだけの成果があったかの関係も明らかとなる。

例えば、やまなし6次産業化サポートセンターでの相談件数、専門家派遣回数、総合化事業計画の作成サポート件数など、事業として行う活動についての活動指標を設定することが望ましい。

② 6次産業化ネットワーク活動支援事業費に関する成果指標

果樹食品流通課は、6次産業化ネットワーク活動支援事業において、事業としてどれだけの成果があったかを示す成果指標として、やまなし6次産業化サポートセンターによる支援経営体数（6次産業化に新規に取り組み農業者数）及び総合化事業計画認定者数を掲げている。当該事業における成果指標の目標と実績は以下のとおりである。

図表Ⅲ-12(3) ① 6次産業化ネットワーク活動支援事業の成果指標の目標と実績

成果指標	24年度		26年度		28年度	
	基準値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
支援経営体数	25	50	50	52	60	60
		(+25)	(+25)	(+27)	(+35)	(+35)
指標達成率	-	71.4%	71.4%	77.1%	-	-
総合化事業計画認定者数	16	22	22	20	28	28
		(+6)	(+6)	(+4)	(+12)	(+12)
指標達成率	-	50.0%	50.0%	33.3%	-	-

(出典：果樹食品流通課作成資料より引用)

平成26年度においては、支援経営体数は目標を上回る実績であった一方、総合化事業計画認定者数は目標を下回る実績であった。

果樹食品流通課作成資料においては、平成26年度の支援経営体数及び総合化事業計画認定者数の実績値が「現時点で、最終目標の3分の1以上をクリアできていることから達成できている」とし、これらの「指標2項目の全てがクリアできていることから、最終目標の達成はできる見込み」との評価が記録されている。

しかしながら、上述のとおり、単年度の目標値と比較した場合には、総合化事業計画

認定者数は目標を下回っており、当該成果指標の単年度における目標達成状況を考慮せずに評価が行われ、その結果が資料に記録されている。また、このように事業の客観的な成果指標の達成状況と評価結果が結び付かない資料をもとに翌年度の予算編成を行った場合には、誤った意思決定をもたらす可能性も危惧される。

いかなる事業であれ、事業の活動指標及び成果指標を定め、適切な目標を設定し、定期的に実績を把握する必要がある。そして、目標と実績の乖離があればその原因分析を行い、その分析結果に基づいて定期的に事業事業評価を行う必要がある。さらに、その客観的な評価結果を踏まえ、翌年度の予算編成など次の計画において見直しの是非を検討する必要がある。このような一連のPDCAサイクルは、例えば、県の行政評価における事務事業自主点検シートのように、活動指標及び成果指標の単年度の目標達成状況を記載する箇所など、事務事業評価に必要な項目を予め設けた様式を使用することで、評価項目の検討漏れが防止できるとともに、誤りにも気づきやすくなるため、有効である。

今後は、事業の成果指標の達成状況に基づいた適切な事務事業評価を行うことが望まれる。また、事務事業評価に際しては、県の行政評価における事務事業自主点検シートのような事務事業評価に必要な項目を予め設けた様式に記録することが望まれる。

(4) やまなし6次産業化サポートセンターの運営業務の公募期間について

意見(Ⅲ-12(4))
 やまなし6次産業化サポートセンターの運営業務は外部に委託されているが、平成26年度の委託事業者の公募期間は10日間であり、決定した事業者以外の事業者からの企画書の提出はなく、結果として1者応募であった。
 公募による事業者の選定は、競争性を十分に確保して行う必要があるため、より多くの事業者が応募できるような方法や内容により実施されることが望ましい。

県は、やまなし6次産業化サポートセンターの運営業務を外部に委託しており、公募により決定した事業者が委託を受け、6次産業化ネットワーク活動支援事業の業務を実施している。

平成26年度の委託業者選定に関する公募期間は、平成26年3月14日から3月24日までの10日間であり、決定した事業者以外の事業者からの企画書の提出はなく、結果として1者応募であった。

公募による事業者の選定は、競争性を十分に確保して行う必要がある。例えば、募集期間をより長く設定し業務受託に関心をもつ事業者が十分に応募を検討できるようにしたり、事前に情報収集し事業者が参入しやすいように委託仕様の条件を工夫したりするなど、より多くの事業者が応募できるような方法や内容により実施されることが望ま

しい。

(5) 富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費に関する成果指標の設定について

意見(Ⅲ-12(5))

「富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金」において、アウトレット指標(活動指標)に「トップセールス実施回数」「逸品農産物販売促進フェア実施店舗数」「やまなしフルーツフェスタ実施店舗数」、アウトカム指標(成果指標)に「県産果実の販売額」が設定されている。

しかし、アウトカム指標(成果指標)として設定されている「県産果実の販売額」は、当該事業を含む様々な事業の結果を表す指標であり、当該事業との直接的な関係が明確でない。アウトカム指標(成果指標)として容易に把握できる公的統計数値が乏しいという事情は汲めるものの、当該事業の成果をより適切に表す指標の採用を検討することが望まれる。

いう事情は汲めるものの、当該事業の成果をより適切に表す指標の採用を検討することが望まれる。

富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金は、大消費地等への効果的な消費宣伝活動による、県産農産物のイメージアップと消費拡大を目的として、山梨県農畜産物販売強化対策協議会における(1) 認証農産物の販路拡大に関する事業、(2) 県産果実等の県内外での消費拡大に関する事業、に対して補助金を交付している。当該事業の事業評価は下記の通りである。

図表Ⅲ-12(5)① 当該事業の効果を測定する達成指標(平成26年度)

項目	内容	計画	実績
アウトレット指標	トップセールス実施回数 逸品農産物販売促進フェア やまなしフルーツフェスタ	3回 8店舗 1,000店舗	3回 7店舗 926店舗
アウトカム指標	県産果実の販売額	300億円	286億円

(出典：農産物販売戦略室より提供「富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費補助金 効果を測定する達成指標」より引用)

当該補助金のアウトレット指標(活動指標)として「トップセールス実施回数」「逸品農産物販売促進フェア実施店舗数」「やまなしフルーツフェスタ実施店舗数」、アウトカム指標(成果指標)として「県産果実の販売額」が設定されている。

しかし、アウトカム指標(成果指標)として設定されている「県産果実の販売額」は、当該事業を含む様々な事業の結果を表す指標であり、当該事業との直接的な関係が明確でない。アウトカム指標(成果指標)として容易に把握できる公的統計数値が乏しいと

1.3. 企画県民部情報産業振興室

(1) 業務の概要

情報産業振興室は、地域経済の活性化を図るため、情報通信関連企業の立地を促進するための補助金交付やICT人材育成の支援など、情報通信産業の振興や企業誘致を推進している。

(2) 情報産業振興室の主な事業

情報産業振興室で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-1.3 (2) ① 情報産業振興室の主な事業

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
情報通信 産業支援 事業	42,594	27,744	<p>■目的 今後更なる発展が見込まれる情報通信産業の誘致、振興を図る。</p> <p>■実施内容 山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金の交付、ICT人材育成・強化事業（緊急雇用）、ICT人材養成事業（緊急雇用）</p> <p>■主な実施状況 （平成26年度） 山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金 18,986千円、ICT人材養成事業（緊急雇用） 4,662千円</p>

1.4. 公益財団法人やまなし産業支援機構

(1) 支援機構の概要

公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「支援機構」という。）は、国や山梨県の中小企業支援施策と連携して、創業や新事業展開の支援をはじめ、販路開拓や受注拡大、経営革新の取り組みに対する支援などを行う公益財団法人である。

(2) 支援機構の主な事業

支援機構で実施している主な事業（平成26年度予算額10,000千円以上）は以下の通りである。

図表Ⅲ-1.4 (2) ① 支援機構の主な事業

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
新事業展開の支援	新製品 研究開発 支援事業	12,000	4,577	<p>■目的 県内中小企業者の地域資源を活用した新製品開発や新技術の製品化を支援するため、設計開発・研究開発に対し助成する事業</p> <p>■主な実施状況（採択件数） 平成22年度 6件 平成23年度 5件 平成24年度 8件 平成25年度 5件 平成26年度 3件</p>
	地域イ ノベーション シヨウ 整備	13,105	12,912	<p>■目的 産学官金連携による共同研究を通じて、地域が主体的にイノベーション創出を図る事業。</p> <p>■主な実施状況（予算執行額） 平成24年度 13,786千円 平成25年度 13,447千円 平成26年度 12,912千円</p>

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要												
成長分野 進出 支援	成長基盤強化 支援事業	13,600	7,114	<p>■目的 中小企業者の成長分野への進出や新市場開拓を支援するため、中小企業者による共同事業体の形成や国内外の販路開拓等の整備事業。</p> <p>■主な実施状況(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンエネルギー産業、航空機産業、極微細加工参入企業等の活動支援 ・ 展示会出展、商談、市場調査等の国内外における新市場開拓の支援 ・ 海外展開に資する情報の収集・発信 												
	成長分野 新技術・新製品開発 助成事業	15,000	6,688	<p>■目的 県内中小企業者の成長分野への進出を支援するため、中小企業者や共同研究グループによる研究開発を支援する事業</p> <p>■主な実施状況(助成の実績)</p> <p>平成23年度 2件 平成24年度 2件 平成25年度 2件 平成26年度 2件</p>												
経営革新の 支援	競争的 資金獲得 支援事業 総合 相談 事業	44,995	39,138	<p>■目的 県内中小零細企業等の競争力強化に資するため、国・県等の各種補助金・委託費申請に伴う総合的な相談を行う。また、国の指定する「認定支援機関」として、申請企業者の事業計画に対する確認書の作成を行う。また採択された事業の管理法人としての業務を行う。</p> <p>■主な実施状況</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>92件</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>提案件数</td> <td>73件</td> <td>26件</td> </tr> <tr> <td>採択件数</td> <td>27件</td> <td>13件</td> </tr> </table>	年度	25年度	26年度	相談件数	92件	45件	提案件数	73件	26件	採択件数	27件	13件
年度	25年度	26年度														
相談件数	92件	45件														
提案件数	73件	26件														
採択件数	27件	13件														

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要												
新 よ ろ ず 支 援 拠 点 事業	新よろず支援拠点事業	45,000	30,748	<p>■目的 中小企業・小規模事業者の支援体制を強化するため、総合相談窓口を設置し、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する総合的・先進的経営アドバイザー、②事業者の課題に応じた適切なチームの編成を通じて支援、③的確な支援機関等の紹介等を実施する事業。</p> <p>■主な実施状況(平成26年度実績)</p> <p>事業開始：平成26年度</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>来所相談件数</td> <td>498件</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>1,323件</td> </tr> <tr> <td>セミナー等件数</td> <td>8件</td> </tr> </table>		26年度	来所相談件数	498件	相談件数	1,323件	セミナー等件数	8件				
		26年度														
来所相談件数	498件															
相談件数	1,323件															
セミナー等件数	8件															
中小企 業経営 革新サ ポート 事業	中小企業経営革新サポート事業	12,240	12,240	<p>■目的 県内中小企業者の経営革新や新分野進出などの取り組みを支援するため、商工団体など関係機関との連携拠点を設置し、専門家チームを派遣するなど開発・製造から販売までを総合的に指導・助言する事業</p> <p>■直近の主な実施状況</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>新規支援件数</td> <td>35件</td> <td>33件</td> </tr> <tr> <td>継続支援件数</td> <td>19件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>PM活動日数</td> <td>280日</td> <td>267日</td> </tr> </table>		25年度	26年度	新規支援件数	35件	33件	継続支援件数	19件	30件	PM活動日数	280日	267日
	25年度	26年度														
新規支援件数	35件	33件														
継続支援件数	19件	30件														
PM活動日数	280日	267日														
新産学 官連携 促進事 業	新産学官連携促進事業	11,262	4,942	<p>■目的 県内の産学官連携を強化するため、同連携コーディネータを配置し、産学官連携に向けての情報収集や企業等を訪問しマッチングする事業。</p> <p>■主な実施状況</p> <p>事業開始：平成26年度</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>26年度</th> </tr> <tr> <td>訪問件数</td> <td>206件</td> </tr> </table>		26年度	訪問件数	206件								
	26年度															
訪問件数	206件															

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要									
				マッチング件数	8件								
専門 家派 遣 業	専門 家 派 遣 事 業	25,292	24,018	■目的 中小企業者の経営革新・新分野進出を支援するため、経営課題に応じた専門家を派遣し、オンラインで指導・助言する事業。 ■直近の主な実施状況 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>派遣企業数 77社</td> <td>70社</td> </tr> <tr> <td>派遣延日数 623日</td> <td>594日</td> </tr> </table>		25年度	26年度	派遣企業数 77社	70社	派遣延日数 623日	594日		
				25年度	26年度								
派遣企業数 77社	70社												
派遣延日数 623日	594日												
知的 財産 の 経 営 支 援	知財 総 合 支 援 窓 口 事 業	34,119	32,209	■目的 中小企業者の知的財産の活用や新規事業化を支援するため、知的財産の専門家を配置し、知的財産の様々な課題に対し、指導・助言をする事業。 ■主な実施状況 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数 898件</td> <td>926件</td> </tr> <tr> <td>専門家派遣 140件</td> <td>182件</td> </tr> <tr> <td>電子出願未利用 412件</td> <td>342件</td> </tr> </table>		25年度	26年度	相談件数 898件	926件	専門家派遣 140件	182件	電子出願未利用 412件	342件
25年度	26年度												
相談件数 898件	926件												
専門家派遣 140件	182件												
電子出願未利用 412件	342件												
販路 開 拓 の 支 援	新 販 路 開 拓 大・発 注 事 業	10,282	7,057	■目的 県内の中小製造業者等における在職者の処遇の改善を図るため、東京多摩地域や東海、中京地域等の医療、航空機等の成長分野関連企業や大手製造メーカーを訪問し、発注情報や技術動向、ニーズ等の情報収集を行い、県内企業とのマッチングを実施することで販路の拡大と受注量の増加を図る事業。 ■主な実施状況 (開催実績) <table border="1"> <tr> <td>26年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問企業数 496件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紹介・見積依頼件数 216件</td> <td></td> </tr> </table>		26年度		訪問企業数 496件		紹介・見積依頼件数 216件			
26年度													
訪問企業数 496件													
紹介・見積依頼件数 216件													

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要																			
				25年度	26年度																		
起 業 化 助 成 事 業	新 製 品 販 路 開 拓 支 援 事 業	14,500	11,557	■目的 県内中小企業者等の起業化を促進するため、中小企業者やグループによる商品・デザイン開発や市場調査等の取り組みを助成する事業。 ■主な実施状況 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>6件</td> <td>8件</td> </tr> </table>		25年度	26年度	6件	8件														
				25年度	26年度																		
6件	8件																						
小 規 模 企 業 者 等 設 備 貸 与 事 業	小規模 企業者 等設備 貸与事 業	12,000	11,683	■目的 県内中小企業者の地域資源を活用した新製品・新技術の販路開拓を支援するため、ワークショップ調査や展示会出展に対し助成する事業。 ■主な実施状況 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>7件</td> <td>9件</td> </tr> </table>		25年度	26年度	7件	9件														
25年度	26年度																						
7件	9件																						
設 備 支 援	小規模 企業者 等設備 資金貸 付事業	2,800,000	839,988	■目的 中小企業者の設備資金の支援のため、財務基盤が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者が設備投資をする場合、希望する設備を割賦販売またはリースする事業及び設備投資額の半額を限度額にして資金を無利子で貸付けする事業。 ■主な実施状況 融資実績 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)割賦販売事業</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>52件</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>589,456</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)リース事業</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>484,111</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付実績</td> </tr> <tr> <td></td> <td>215,078</td> </tr> </table>		25年度	26年度	(1)割賦販売事業		件数	52件	金額(千円)	589,456	(2)リース事業		件数	45件	金額(千円)	484,111	貸付実績			215,078
25年度	26年度																						
(1)割賦販売事業																							
件数	52件																						
金額(千円)	589,456																						
(2)リース事業																							
件数	45件																						
金額(千円)	484,111																						
貸付実績																							
	215,078																						
設 備 支 援	小規模 企業者 等設備 資金貸 付事業	2,800,000	839,988	■目的 県内中小企業者の設備資金の支援のため、財務基盤が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者が設備投資をする場合、希望する設備を割賦販売またはリースする事業及び設備投資額の半額を限度額にして資金を無利子で貸付けする事業。 ■主な実施状況 融資実績 <table border="1"> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)割賦販売事業</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>52件</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>589,456</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)リース事業</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>45件</td> </tr> <tr> <td>金額(千円)</td> <td>484,111</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付実績</td> </tr> <tr> <td></td> <td>215,078</td> </tr> </table>		25年度	26年度	(1)割賦販売事業		件数	52件	金額(千円)	589,456	(2)リース事業		件数	45件	金額(千円)	484,111	貸付実績			215,078
25年度	26年度																						
(1)割賦販売事業																							
件数	52件																						
金額(千円)	589,456																						
(2)リース事業																							
件数	45件																						
金額(千円)	484,111																						
貸付実績																							
	215,078																						

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要			
				25年度		26年度	
山梨県 単独設 備貸与 事業	500,000	304,041	■目的 中小企業者の設備資金の支援のため、資金調達が不足する中小企業者が設備投資をする場合、希望する設備を割賦販売又はリースする事業。 ■主な実施状況 (融資実績)				
			(1)割賦販売事業				
			件数	5件	10件		
			金額(千円)	110,281	205,869		
(2)リース事業							
	件数	4件	4件				
	金額(千円)	197,450	98,172				
中小企 業再生 支援事 業	32,110	31,054	■目的 中小企業者の事業再生を支援するため「山梨県中小企業再生支援協議会」を設置、専門家が指導・助言する事業。 ■主な実施状況 (相談実績)				
			相談件数				
			25年度	70件	61件		
			再生計画策定開始	66件	53件		
	再生計画完了件数	59件	51件				
経営改 善支援 センター 事業	27,500	27,442	■目的 中小企業者が、認定支援機関(税理士等)の支援を得て経営改善計画を策定するにあたり、計画策定費用及びフォローアップ費用の一部を助成する事業。 ■主な実施状況 (相談実績)				
			25年度	26年度			

事業区分	事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要			
				相談件数	25年度	26年度	
新 本 再 生 加 速 事 業	21,600	-	相談件数	120社	40社		
			利用申請件数	22社	79社		
			利用決定件数	20社	79社		
			■目的 再生支援協議会で再生計画の策定支援を実施したものの、外部環境の急変等により長期的な見通しを立てることが出来ず、本格的な再生計画を策定することが出来なかつた事業者等に対し、抜本的な再生計画の策定について再度支援する事業。 ■実施体制 支援業務体制 統括責任者 1名 統括責任者補佐 2名 事務局 1名				
	産業交流・連携	155,500	155,235	■目的 県内の産業交流を支援するため、産業交流の活動拠点である「アイメッセ山梨」を管理・運営、産業展示会やセミナー・商談会など多様な情報交流の場、企業間交流の場を提供することで地域産業の活性化を推進する事業。 ■主な実施状況 展示ホール稼働率・利用状況			
				25年度	26年度		
				ホール全面換算	34.6%	43.7%	
				ホール利用件数	86件	89件	
				会議室利用件数	219件	162件	

(3) 自己査定に関する判定資料の整備について

指 摘 (III-14 (3))

支援機構は、債務者の信用状況等に応じて債務者を区分して管理している。当該債務者区分は、「設備貸与事業(債権管理基準)」に従い、債務者の財政状態等の形式的な要素だけでなく、事業の継続性、収益性、見通し等の要素を総合的に勘案して実質的な判定

に基づいて行われている。この実質的な判定に関しては、その判断経緯を明確にし、具体的説明を記録しておくこととされている。

しかし、資料を閲覧したところ、実質的な判定に関して具体的説明を記録した文書がなく、その判定を行った経緯が不明瞭な債務者が散見された。

まずは、規定した管理基準に沿って説明文書を整備すべきである。ただし、管理基準の厳格な運用が現実的でない場合には、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことを検討するべきである。

支援機構は、小規模企業者等設備貸与事業及び山梨県単独設備貸与事業及び設備資金貸付事業に係る利用者（以下「債務者」という。）の査定及び管理、債務者に対する設備貸与事業債権の査定及び管理について、「設備貸与事業債権管理基準」を平成25年3月に制定し、債権管理を実施している。

具体的には、事業年度末日を基準日とし、債務者をその信用状況に応じて5つに区分し（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）、さらにそれぞれの債権を回収見込みに応じて4つに分類して（Ⅰ分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類）、管理している。こうした管理手法は、数多くの債権を効率的効率的に管理することを可能にするものとして、金融機関等において広く浸透しており、債務者区分・債権分類の決定作業は、一般に「自己査定」と呼ばれている。また、金融機関等における会計処理は、当該自己査定の結果に基づいて行われている。

図表Ⅲ-14 (3) ① 債務者区分・債権分類の概要

債権区分	債権分類			
	優良担保・保証で、保全されている部分	その他の担保・保証分で、回収が可能な部分	その他の担保・保証分で、回収が不確実な部分	保全されていない部分
正常先	Ⅰ	Ⅰ	—	Ⅰ
要注意先	Ⅰ	Ⅰ又はⅡ	—	Ⅰ又はⅡ
破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ

（出典：「公益財団法人やまなし産業支援機構 設備貸与事業債権管理基準」別表1-3 「債権の分類基準」）

債務者の区分は、まず債務者の財政状態及び債務弁済状態・経営成績を用いて形式的な判定を行い、さらに債務者の実質的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特殊性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、取引金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して実質的な判定を行っている。

以上のように形式的な判定に実質的な判定を加味し最終判定としているため、形式的な判定で区分けされた債務者の区分と、実質的な判定により区分けされた債務者の区分は異なる可能性がある。そのため、管理基準において、実質的な判定を行った際の判定経緯を明確にし、具体的な記録を残しておくことが定められている。

「設備貸与事業債権管理基準」別表1-2 「債権の実質区分の基準」より抜粋

債務者区分は、債務者の実質的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・

フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、取引金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して実質的に判定して行う。

特に、零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて実質的に判定する。

※あくまで個別検証によって実質的な最終判定を行い、判定経緯を明確にし、具体的説明を記録しておくこと。

しかし、関連する資料を閲覧したところ、債務者それぞれの各年度格付推移を一覧にした「信用格付推移表」の作成は実施できていないものの、実質的な最終判定を行った経緯に関する文書が整備されていないものが散見された。そのため実質的な最終判定において、形式的な区分とは異なる判定を行っている債務者について、その判定経緯が不明瞭な状況となっている。

現在、支援機構では、管理基準に対応すべく「債務者取引現況表」を作成し、債務者ごとに形式的な判定及び実質的な判定に関する根拠の文書化を進めている。「債務者取引現況表」を早期に作成し、管理基準に沿った運用をすべきである。

ただし、現在、支援機構は、当該事業を含む多数の事業を限られた職員で効率的に実施できるよう、業務全体のバランスを取りながら運営されている。そのため、債権管理の充実に人員を集中的に投入することは、少なくとも短期的には困難な状況にある。現行の管理基準は、適切な内容であり、これ自体に問題があるとは考えていないが、運用が現実的でない場合には、基準としての存在意義が薄いと考えざるを得ない。慎重に検討する必要があるが、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことも検討するべきである。

(4) 自己査定に必要な決算書の入手について

指 摘 (Ⅲ-14 (4)) ①
支援機構では、自己査定に際し、延滞先(短期延滞先除く。)については、決算書を入手することとしている。

しかし、資料を閲覧したところ、延滞先について、決算書を入手できていない状況が散見された。自己査定に際し、延滞先については適切に決算書を入手すべきである。

意 見 (Ⅲ-14 (4)) ②

支援機構は、自己査定に際し、延滞先について決算書を入手することとしているが、決算書は債務者区分の判定において必要な書類であることから、延滞先以外の債務者に

についても決算書を入手することが望ましい。

支援機構では、自己査定に際し、延滞先(短期延滞先(失念等に伴う1か月延滞)除く。以下同じ。)から決算書を入手することとしている。これは、延滞先については、その他の債務者に対する債権よりも慎重に管理を行う必要があるとの考えによるものである。一方で、延滞先以外の債務者については、実質的に正常先と判定し、決算書の入手を義務付けていない。延滞先の全てに対して決算書の提出を要請しているが、結果として、以下の例のように、延滞先の一部において種々の要因から決算書の入手ができていない状況が散見された。

図表Ⅲ-14 (4) ① 延滞先から決算書を入手ができていない例

債務者	債務者区分	債務残高(百万円)	決算書の入手	返済状況
A	要注意先	1	なし	平成26年度は1か月分のみ返済。
B	破綻懸念先	14	なし	平成26年度は1か月分のみ返済。
C	破綻懸念先	9	なし	最終期日到来済。
D	破綻懸念先	21	なし	平成26年度60万円の返済。
E	破綻懸念先	13	なし	最終期日到来済。

(出典：やまなし産業支援機構より提供「債権管理表(平成26年度末)」)

なお、決算書の入手は、債務者区分の判定において必要な書類であることから、延滞先以外の債務者についても決算書を入手することが望ましい。

(5) 債務者区分判断の精度向上について

意 見 (Ⅲ-14 (5))
支援機構は、「設備貸与事業債権管理基準」に照らして債務者区分を行っている。検討した結果、追加的に情報収集・内部討議等を実施し、より精緻な判定を実施することで、当該基準の設定目的を満たし、管理の充実、財務報告の精度向上が期待できると考えられるものが散見された。
「設備貸与事業債権管理基準」に従い、より慎重な判断が望まれる。

「設備貸与事業債権管理基準」の実際の運用状況を確認するため、「債権管理表（平成26年度末）」から任意に20件の自己査定状況を確認したところ、債務者区分の判定について、追加的に情報収集・内部討議等を実施し、より精緻な判定を実施することで、当該基準の設定目的を満たし、管理の充実、財務報告の精度向上が期待できると考えられるものが散見された。具体的には、以下の債務者については、「設備貸与事業債権管理基準」及び支援機構担当者へのヒアリングにより把握した債務者の現況を鑑みると、追加的な検討を実施し、より精緻な判定を実施することが望ましいと考える。「設備貸与事業債権管理基準」に従い、より慎重な判断が望まれる。

図表Ⅲ-14(5) ① 個別債務者ごとの状況の例

債務者	債務者区分	債務残高
A	要注意先	1百万円

【監査人考察】
図表Ⅲ-14(5) ②の債務者の形式区分の基準によれば、当該債務者は9か月以上延滞先であり、かつ決算書を手入できていないため「破綻懸念先」に該当する。次に「設備貸与事業債権管理基準」別表1-2「債権の実質区分の基準」に基づくと、既に営業一時停止中であることから将来の収益見通しは立っておらず、債務償還能力は低いこと、また経営改善計画もない。「破綻懸念先」から「要注意先」への修正には慎重な検討が必要と考える。

債務者	債務者区分	債務残高
B	破綻懸念先	16百万円

【監査人考察】
図表Ⅲ-14(5) ②の債務者の形式区分の基準によれば、当該債務者は9か月以上延滞先であり、かつ決算書を手入できていないため「破綻懸念先」に該当する。次に「設備貸与事業債権管理基準」別表1-2「債権の実質区分の基準」の「(参考) 債務者の具体的事象の例示について」において、「実質破綻先」の例示として上げられている下記に該当する。

- ① 元本の返済もしくは利息の支払いが9か月以上の延滞先で、今後9か月以内に解消の見込がない先
 - ② 元本の返済もしくは利息の支払いが9か月以上の延滞先であって、当期中に延滞している元利金の入金が全くない先
- また当該債務者は、既に最終期日が到来していること、また平成26年度は返済がなかったことを考慮すると、現実的に全額返済が可能か否かについて慎重な検討が必要となる。

債務者	債務者区分	債務残高
C	破綻懸念先	21百万円

【監査人考察】
図表Ⅲ-14(5) ②の債務者の形式区分の基準によれば、当該債務者は9か月以上延滞先であり、かつ決算書を手入できていないため「破綻懸念先」に該当する。次に「設備貸与事業債権管理基準」別表1-2「債権の実質区分の基準」に基づくと、平成26年度の返済実績及び残債を考慮すると、債務償還年数は71年となり、返済までの期間が長期に及ぶ。現実的に全額返済が可能か否かについて慎重な検討が必要と考える。

(出典：やまなし産業支援機構より提供「債権管理表（平成26年度末）」に監査人考察を記載。)

図表Ⅲ-14(5) ② 債務者の形式区分の基準

債権弁済状態による 財政状態 による区分	延滞先			
	9か月以上延滞 弁済無し	9か月未済 弁済有り	6か月未済 9か月未済	1か月未済 6か月未済
債務超過2期以上	実質破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先
債務超過1期のみ	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先
赤字・繰越欠損	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先
債務超過、赤字、繰越欠損なし	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先
財務データ非公開	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先

(出典：「公益財団法人やまなし産業支援機構 設備貸与事業債権管理基準」別表1-1「債務者の形式区分の基準」より抜粋)

(6) 平成24年度包括外部監査指摘事項の改善状況について（遅延損害金減免申請手続及び返済条件変更に係る必要書類の手入について）

指 摘 (Ⅲ-14(6)) ①
平成24年度包括外部監査において、「やまなし産業支援機構において違約金及び遅延損害金の徴収及び減免の場合を明確に規定化すべきである(意見)」との意見があった。当該意見に対し、支援機構は「遅延損害金の減免に関する基準」を規定化し、改善を図った。

しかし、当該基準によれば違約金の減免を受ける場合の要件として、債務者が「設備貸与遅延損害金減免申請書」を理事長宛に提出することとされているが、現時点では行われておらず基準通りの運用が行われていない。

まずは、基準に従って運用するべきである。ただし、管理基準の厳格な運用が現実的でない場合には、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことを検

討すべきである。

指 摘 (Ⅲ-14 (6)) ②

平成24年度包括外部監査において、「やまなし産業支援機構では償還金等の返済が困難な貸付先に対して支払の猶予を行っているが、これらの手続は規定化されていない。支払の猶予を認める条件やその手続を明確に規定化すべきである。(指摘事項)」との意見があった。当該意見に対し、支援機構は、「返済条件変更に関する運用基準」を規定化し、改善を図った。

しかし、当該基準によれば返済条件変更の申し込みがあった場合、債務者の決算書及び附属明細書・試算表、資金繰り表、経営改善計画書(作成している場合)等を徴求すると規定しているが、上記必要書類を徴求できていない事例があった。

まずは、基準に従って運用するべきである。ただし、管理基準の厳格な運用が現実的でない場合には、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことを検討するべきである。

支援機構は、平成24年度の包括外部監査においても、監査対象とされている。同年度の包括外部監査では、山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理を中心に監査を実施しており、支援機構に関しても、いくつかの意見、指摘がされている。当年度の包括外部監査において、これらの意見、指摘事項の改善状況等の点検を実施した。そのうち、改善が十分でない判断される事項について、改めてここに記載する。

① 違約金及び遅延損害金の徴収及び減免について

「平成24年度山梨県包括外部監査報告書」より抜粋

(22) やまなし産業支援機構において違約金及び遅延損害金の徴収及び減免の場合を明確に規定化すべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では規定上において違約金及び損害遅延金を徴収することができるが、現在は一律免除している。違約金等についてどのような場合にこれらの徴収及び減免を行うことができるのか明確に規定化されていない。債権者間の公平性の観点から減免は限定化すべきであり、また徴収及び減免について明確に規定化することが必要である。

小規模企業者等設備導入資金助成法第9条(違約金)第3項では、「貸与機関は、～違約金を支払うべきことを請求することができる。」と規定されている。また、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備資金貸与事業業務方法細則第

19条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、～違約金を徴求できる。」と規定され、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第20条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、～違約金を徴求できる。」と規定されている。遅延損害金については、各条の第2項(同様)に規定されている。しかし、支援機構では現在は違約金の徴求は行っておらず、一律減免している。支援機構の担当者によると、経済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、やむを得ず減免し、債権回収を優先しているとの話であるが、減免の理由を問わず一律減免の扱いでは、適正に償還しているものと正当な理由もなく償還を遅延しているものとの公平性が保てずモラルハザードが確保できない。適正な償還を促進していくためにも、また今後の資金運営の点からも問題があるため、違約金徴求のケースを明確化し徴求を行うべきである。

なお、現在、違約金及び遅延損害金の減免に関する規定を作成中とのことであるが、債務者の公平性の観点から明確な基準を設け、規定化することが必要である。

この意見に対して、支援機構は、平成24年度包括外部監査結果に基づき措置状況において、「違約金及び遅延損害金については、経済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、支援機構では、やむを得ず減免を行ってきたが、明確な規定が無いため「遅延損害金の減免に関する基準」を新たに設けた。」としており、改善を行った。

平成24年度山梨県包括外部監査の意見は、「徴収及び減免についての規定化」及び「違約金の徴収の公平化」の2点と解釈される。

1つ目の徴収及び減免についての規定化については、「遅延損害金の減免に関する基準」が規定され改善されている。しかし、当該基準によれば、違約金の減免を受ける場合の要件として、債務者が「設備貸与遅延損害金減免申請書」を理事長宛に提出することとされているが、実際はこうした対応は行われておらず、実質的に平成24年度包括外部監査に指摘された内容に対する改善は、まだ十分とは言えない。

2つ目の違約金徴求の公平化については、平成26年度においても違約金の徴求は実施に至っておらず、引き続き減免している状況にある。減免の理由を問わず減免の扱いは前回の包括外部監査の際と変わらず、実質的に平成24年度包括外部監査に指摘された内容に対する改善は、まだ十分とは言えない。

まずは、基準に従って運用するべきである。ただし、当該基準は本来違約金徴求の公平性を確保するために規定化された基準である。一方、支援機構は、当該事業を含む多数の事業を限られた職員で効率的に実施できるよう、業務全体のバランスを取りながら運営されている。そのため、違約金及び損害遅延金の管理の充実に人員を集約的に投入することは、少なくとも短期的には困難な状況にある。現行の基準は、適切な内容であり、これ自体に問題があるとは考えていないが、運用が現実的でない場合には、基準と

しての存在意義が薄いと考えざるを得ない。慎重に検討する必要があるが、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことも検討するべきである。

②返済条件変更の際の資料の徴収について

「平成24年度山梨県包括外部監査報告書」より抜粋

(23) やまなし産業支援機構では償還金等の返済が困難な貸付先に対して支払の猶予を行っているが、これらの手続は規定化されていない。支払の猶予を認める条件やその手続を明確に規定化すべきである。(指摘事項)

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では償還金等の支払に支障をきたした貸付先に対して、支払の猶予を行っている。特に規定に基づくものではなく貸付先との変更契約によって実務上で対応している。貸付先の返済能力に応じて現実的な対応をとることは必要であるが、明確な規定化を行った上で対応すべきである。

支援機構では、資金繰り等に支障をきたし期限内に返済できない貸付先に対して、実務上において原則として半年または単年度の返済猶予を行っている。実務上の現実的な取扱であって、特に規定化された制度ではない。貸付先の資産状況や収支状況を確認して、返済可能額を計算し変更契約を締結の上猶予の措置を行っている。現在の支援機構の規程では、支払いに対して遅延が生じる可能性がある場合その取扱について明確に規定化されたマニュアルがなく、猶予の取扱を行うか等担当者の裁量に委ねられている。

このような場合、現実には猶予の取扱を行っていることから、他の特別会計の貸付事業で規定化されている支払猶予の規定を参考に、猶予の条件(保証人、担保、計画等)や手続(申込書類、償還猶予中の債権管理等)を規定化すべきである。また、猶予の申出は貸付先が行うべきであり、貸付先が自らの返済計画に基づき申請し、支援機構はその合理性を判断した上で猶予の決定を行うべきである。その際、貸付先は返済猶予申請書を作成し、支援機構はそれに基づき決定通知書を発行すべきものと思われる。支援機構は貸付先が作成した経営計画等を入手の上、猶予期間等を判断すべきである。安易に半年又は単年度の返済猶予を行うのではなく、合理的な経営計画に基づき、返済計画を審査のうえ猶予期間を決定し、変更契約等を締結すべきものと思われる。これらをマニュアル等で明確に規定化し運用すべきである。更に、単年度猶予の要件の適否を容易に判断できるようなチェックリストを作成することも必要と思われる。尚、県は単独事業について次のように報告を求めることとなっているが、契約内容の重要な変更が行われた場合には、ただ単に報告を受けるにとどまらず、猶予の決定等が適正にされているか、県もチェックを行うべきである。その際、県がその適否について容易に判断

できるように、支援機構は貸付条件の変更申請様式等を策定し、併せて上記のチェックリストの添付により、県によるチェックを合理化することも必要と思われる。

この指摘に対して、支援機構は、平成24年度包括外部監査結果に基づく措置状況において、「資金繰りに支障をきたした貸付先に対して、経営状況や返済能力を精査し、必要と認められる場合は償還の猶予を行ってきたが、明確な規定が無かったため、「返済条件変更に関する運用基準」を新たに設けた。」としており、改善を行った。

上記措置状況を確認したところ、「返済条件変更に関する運用基準」が規定化されており、運用もされていることであった。

当該基準の運用状況を確認すべく、任意に5件を抽出したところ、次の事項が検出された。当該基準によれば、返済条件変更の申し込みがあった場合、債務者の決算書及び附属明細書・試算表、資金繰り表、経営改善計画書(作成している場合)等を徴求すると規定している。しかし、調査したうち、1件に関しては、決算書等の必要書類を徴求できていなかった。

まずは、基準に従って運用すべきである。ただし、当該基準において決算書等の必要書類を徴収する趣旨は、返済の条件を変更する際に、将来の回収見込みを判断するためである。一方、支援機構は、当該事業を含む多数の事業を限られた職員で効率的に実施できるよう、業務全体のバランスを取りながら運営されている。そのため、返済の条件の変更等の債権の管理の充実に人員を集中的に投入することは、少なくとも短期的には困難な状況にある。現行の基準は、適切な内容であり、これ自体に問題があるとは考えていないが、運用が現実的でない場合には、基準としての存在意義が薄いと考えるを得ない。慎重に検討する必要があるが、管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直すことも検討するべきである

(7) 情報セキュリティポリシーの策定と運用について

意見(III-14(7))
公益財団法人やまなし産業支援機構では、情報資産を保護するための「情報セキュリティポリシー」が策定されていない。
情報資産を様々な脅威から防衛し、体系的かつ統一的に管理するため、情報セキュリティポリシーを早い段階で策定し、運用を開始することが望ましい。

情報セキュリティポリシーは、一般的には情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準から構成される。情報セキュリティ基本方針は情報資産や情報セキュリティ対策の基本事項について定め、情報セキュリティ対策基準は情報資産の機密性・完全

性・可用性等に応じた分類・管理と、具体的な情報セキュリティ対策について定める。公益財団法人やまなし産業支援機構では、情報システムに関して「情報システムの運用管理に関する規程」「情報システムの運用及び利用に関する規則」等が策定されているが、情報セキュリティポリシーは策定されていない。

情報資産を不正なアクセスや情報の漏えい・改ざん等の脅威から防御し、高度な安全性を有した情報システムを構築するためには、情報資産に関するセキュリティ対策を総合的・体系的に規定する情報セキュリティポリシーを策定することが望ましい。

昨今のサイバー攻撃による情報漏えい事件にみられるように、情報事故がいつたん発生すると、個人の権利が侵害され、組織への社会的信頼は失墜する。このような事態を避けるため、情報セキュリティポリシーを早い段階で策定し、情報資産の分類・管理を行い、情報セキュリティ対策を実施するなどの運用の開始が求められる。

(8) 個人情報が記載された文書の施錠保管と自己点検の実施について

指 摘 (Ⅲ-14 (8) ①)

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めており、それを受けた公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「機構」とする。)の「個人情報の保護に関する要綱」では、『財団は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(要綱第9条)』と定めている。しかしながら、機構が所管する事務において、売買契約書や割賦販売契約書などの原本は金庫に保管されているもの、決算書等の個人情報が記載された文書が保管されている保管庫の施錠等の対策が実施されていなかった。

個人情報が記載された文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

意 見 (Ⅲ-14 (8) ②)

業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めている。「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」(平成27年3月)によると、「適切な管理のために必要な措置」のうち、物理的保護措置の例として、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備

などが挙げられている。上記条例を受けて公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「機構」とする。)の「個人情報の保護に関する要綱」では、『財団は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(要綱第9条)』と定めている。

しかしながら、機構では売買契約書や割賦販売契約書など個人情報が記載された文書の原本は専用の金庫に保管しているものの、契約書のコピーや決算書等については、専用ロッカーでの施錠保管等の対策が実施されていなかった。

個人情報が記載された文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

また、このように業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。

1.5. 山梨県信用保証協会

(1) 業務の概要

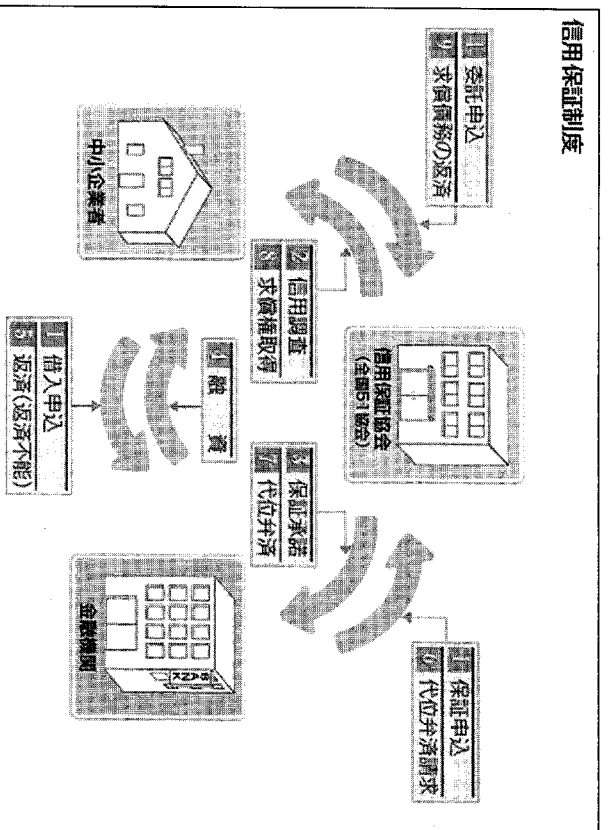
山梨県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的な保証人となり、融資を受けやすくすることを通して、事業の健全な発展を支援する業務を行うことを目的としている公的機関である。

1. 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けるとともに、より金融機関に対して負担する債務の保証。
2. 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。
3. 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証。
4. 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証。
5. 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達成するために必要な業務。

(2) 信用保証制度の概要

信用保証制度の概要は、以下の通りである。

図表Ⅲ-1.5 (2) ① 信用保証制度



1. 保証申込
中小企業者の方の信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由していただくのが一般的です。
商工団体、自治体に直接お申込みいただく方法もあります。
2. 信用調査
信用保証協会では、事業内容、資金の妥当性、将来性などを審査し、保証の可否を決定します。
3. 保証承諾
信用保証協会が、保証の承諾を決定させていただいた場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
4. 融資実行
金融機関は信用保証書に基づき中小企業者の方に融資を行います。このとき、中小企業者の方には、所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へご負担していただきます。
5. 返済
中小企業者の方は、融資を受けたときの条件に基づき、金融機関に借入金を返済していただきます。

6. 代位弁済請求
中小企業者の方が、何らかの事情で借入金の金額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求をします。
7. 代位弁済実行
信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
8. 求償債権の請求
信用保証協会は、代位弁済によって取得した求償債権を中小企業者の方に請求します。
9. 求償債務の返済
中小企業者の方は、信用保証協会に対して求償債務（借入金）をご相談の上返済していただきます。

〔出典：山梨県信用保証協会 HP「信用保証制度の仕組み」より抜粋〕

(3) 主な保証制度一覧

山梨県信用保証協会が実施している主な保証制度は以下の通りである。

図表Ⅲ-15(3) ① 協会制度

名称	保証限度 (万円)	保証期間	保証料率 (年利)	特徴
一般保証	28,000	運転5年 設備7年	0.45%~1.90%	特別の要件を定めない、一般的な事業資金需要に対応
根保証 (手形貸付、手形・電子記録債権割引)	28,000	貸付2年 割引1年	貸付 0.45%~1.90% 割引 0.39%~1.62%	反復・継続的に手形貸付、手形・電子記録債権割引の利用が可能
当座貸越根保証 (貸付専用型)	28,000	1年間も しくは2 年間	0.39%~1.62%	当座貸越により反復・継続的な資金需要に対応
セーフティネット保証(経営安定 関連保証)	28,000 (別枠)	10年	1~6号 0.90% 7、8号 0.75%	取引先の倒産、全国的な不況などの理由により、経営の安定に支障を来している企業者を支援する制度

名称	保証限度 (万円)	保証期間	保証料率 (年利)	特徴
資金繰り円滑化 借換保証	28,000	10年	一般保証料率 もしくはセーフティネット 保証料率を適用	既存借入を借り換えることにより、毎月の返済額の軽減が可能 一般保証もしくはセーフティネット保証との併用が可能
流動資産担保融資 保証	20,000 保証割合 80%	1年	0.68%	売却債権や棚卸資産を活用した資金調達が可能
特定社債保証	45,000 保証割合 80%	7年	0.45%~1.90%	中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、発行する社債(私募債)について保証

図表Ⅲ-15(3) ② 県制度

名称	保証限度 (万円)	保証期間	保証料率 (年利)	特徴
事業促進融資	運転2,000 設備5,000	運転7年 設備10年	0.45% ~1.90%	合理化、近代化など企業の体質強化や経営拡大の為に資金が必要 な中小企業者が対象
不況業種対策 関係	運転5,000	10年	0.90%	山梨県産業振興ビジョンに成長 産業分野として定めている5分 野11領域に関係する事業を営 む中小企業者が対象
成長産業分野 支援融資	運転2,000 設備10,000	運転5年 設備10年	0.45% ~1.90%	売上減少等により業況が悪化 している中小企業者が対象
経営環境変動 対策関係	運転5,000	10年	0.45% ~1.90%	事業運営に資金を必要とする小 規模企業者が対象
小規模企業サ ポート融資	1,250	運転5年 設備7年	0.50% ~2.20%	これから起業する方、開業後5 年未満の方が対象
起業家支援融 資	2,500	運転5年 設備7年	0.90%	業種転換、経営の多角化、新製品 の研究開発を行う企業が対象
新分野進出支 援融資	運転3,000 設備8,000	運転5年 設備10年	0.45% ~1.90%	

(4) 顧客基本情報の登録について

意見(Ⅲ-15(4))
保証の審査で使用される顧客基本情報について必要な情報の更新漏れが散見される。顧客基本情報は、保証の審査に必要な添付書類であり、審査担当者及びその上席者が保証先の情報を集約的に把握することが可能な書類であることから、適時適切に更新した上で審査書類の添付書類とすることが期待される。

山梨県信用保証協会では、保証の調査・審査実務は、原則として信用保証委託申込書、信用調査書および関連証憑書類などにより行っている。具体的な調査・審査実務の流れは以下の通りである。

<調査・審査実務の流れ>

- ① 保証申込の受付
 - (1) 申込人又は金融機関等が提出した信用保証委託申込書および添付書類(以下「申込関係書類」とする。)を、受付担当者が信用保証協会の管理システムに登録する。
 - (2) 受付により出力された信用保証稟議書(以下「稟議書とする。)、顧客基本情報、保証状況表等を、申込関係書類とともに審査担当者に回付する。
- ② 信用調査
 - (1) 審査担当者は、申込関係書類により保証の資格要件を確認する。
 - (2) 審査担当者は、保証状況表により保証債務残高を確認する。
 - (3) (1)、(2)の確認終了後、保証承諾の可否を判断するための信用調査を実施する。
 - (4) 審査担当者は、信用調査後、信用調査書を作成し、速やかに稟議書に所定事項を記入し、申込関係書類を添付し、担当課長に提出する。
- ③ 保証審査

担当課長は稟議書により審査し、必要に応じて意見を付して決裁権限者に回付する。
- ④ 保証可否決定

決裁権限者は回付された稟議書により、保証の可否について決定する。

上記の<調査・審査実務の流れ>に記載したように、申込関係書類から得られる保証

先の情報は、信用保証協会の管理システムに新規に登録される。保証の審査は、当該システムの帳票である「稟議書」とともに「顧客基本情報」を使用して実施される。また、管理システムへの新規登録後、保証先の業況に変化があった場合には、その都度、システムの登録内容を更新し、保証先の状況把握等に活用されることになる。このように、管理システムに登録された顧客基本情報は、信用保証協会の保証業務全般において活用される重要な書類の一つである。

しかしながら、「山梨県制度融資(保証先一覽)」のリスト(全8,493件)から、保証債務残高2億円以上または無作為による抽出5件を抽出基準として、サンゾルで19件の保証先の保証関連書類を閲覧した結果、保証先2件において、顧客基本情報への登録が必要な情報であるにもかかわらず、更新漏れが散見された項目があった。更新漏れが検出された項目は以下の通りである。

- ・ 出資者情報
- ・ 取扱商品
- ・ 取引先情報(主な販売先、主な仕入先)
- ・ 許認可情報

・ 沿革/代表者情報
・ 企業の特徴・特筆事項
特に、法人への保証の場合、連帯保証人は原則代表者のみであることから、沿革/代表者情報への記載は不可欠であると考えられる。

また、「調査・審査細則 第4章業況」の調査にあたっての留意点においても、「受注先は安定しているか。」「販売先は安定しているか。」「という項目について特に調査することと定められており、取引先情報(主な販売先、主な仕入先)は、調査・審査における必須の情報と考えられる。

さらに、審査担当者が、企業の特徴・特筆事項をその他の審査書類から把握している場合に、これを顧客基本情報として登録しておけば、審査担当者1は情報を一元的に集約しておくことができ、また、上席者など審査担当者以外の者が保証先の状況を容易に把握することができるようになるため、結果として、その後の保証諾否決定までの事務処理を合理的かつ効率的に処理することが可能となる。

よって、保証の審査で使用される顧客基本情報は、適時適切に更新した上で審査書類の添付書類とすることが期待される。

(5) 制度融資の判断過程の明確化について

意見(Ⅲ-15(5))
山梨県の制度融資では、融資制度ごとに制度利用の条件、貸付限度額、金利、償還期間などが設定されている。現状の保証の審査においては、制度融資の要件を満たしてい

るか否かの点検は、審査担当者が審査書類の目視確認によって対応している。
 審査担当者が制度融資の要件を満たしているか否かの点検する際には、制度融資への適格要件と実際の申込者の業況、資金使途などを照らした結果を審査書類に明確に記載すれば、その後の保証の審査を効果的・効率的に行うことができるようになり、望ましいと考えられる。

制度融資とは、中小企業を支援することを目的に地方自治体と金融機関が協調して行う中小企業者向け融資のことである。融資原資の一部を地方自治体が金融機関に預託することにより、中小企業に低利な固定金利で、長期の資金を融通することができる仕組みである。山梨県の制度融資は、原則として山梨県信用保証協会の信用保証とともに行われており、平成26年度時点で、13種類に及ぶ融資メニューが用意され、中小企業者のあらゆる資金ニーズに対応している。

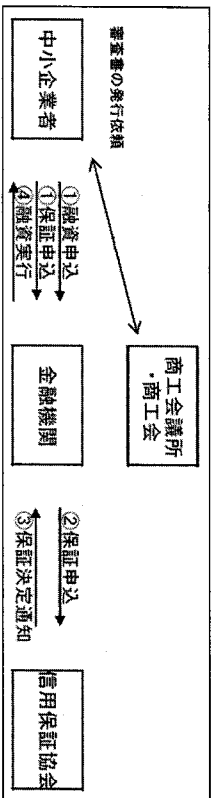
図表Ⅲ-15(5) ① 山梨県の制度融資の一覧

目的	融資名
新事業展開	① 地場中小企業育成融資 ② 輝光施設整備融資 ③ 企業立地促進融資 ④ 起業家支援融資 ⑤ 新分野進出支援融資 ⑥ 成長産業分野支援融資
資金繰り改善	⑦ 小規模企業サポート融資 ⑧ 経済変動対策融資（連鎖倒産防止関係、不況業種対策関係、経営環境変動対策関係）
事業環境の改善	⑨ 環境対策融資 ⑩ 福祉のまちづくり推進融資
経営改善	⑪ 経営再生支援融資 ⑫ 経営力強化融資
その他	⑬ 事業促進融資

（出典：「平成26年度中小企業金融のしおり」より加工）

中小企業者が金融機関に制度融資を申込みと、金融機関と山梨県信用保証協会の審査の後、融資が実行されることになる。山梨県の制度融資では、融資制度ごとに制度利用の条件、貸付限度額、金利、償還期間などが設定されており、山梨県信用保証協会では、制度融資ごとの要件に照らして、保証の審査を行っている。

図表Ⅲ-15(5) ② 山梨県の制度融資の一覧



（出典：「平成26年度中小企業金融のしおり」より抜粋）

現状では、山梨県信用保証協会は、保証の審査において、制度融資の要件を満たしているか否かの点検は、審査担当者が審査書類から制度利用の条件、貸付限度額、金利、償還期間などを目視確認によって対応している。しかしながら、制度融資への適格要件と実際の申込者の業況、資金使途などを照らした結果を審査書類に記載すれば、制度融資への適格要件を満たしているか否かの判断過程が明確化され、保証の審査がより効率的に行われると考えられる。

例えば、申込者が過去に同じ制度融資を利用しており、貸付限度額を超えて再度申込をした場合、山梨県信用保証協会では、金額を減額して保証の対応をすることになるため、制度融資の融資限度額と今回の融資申込額及び保証協会の既保証債務残高の合計金額を照らした結果を審査書類に明確に記載すれば、制度融資への適格要件を満たしているか否かが一目瞭然となる。また、目視ではなく、文書での判断根拠が示されると、上席者などの担当者以外の者が制度融資への適格要件を満たしているか否かを容易に確認することができ、組織内の円滑な情報共有につながり、その後の保証の審査がより効率的に行われると考えられる。

(6) 保証実務の実態を考慮した調査・審査細則の見直しについて

意見(Ⅲ-15(6))

山梨県信用保証協会の保証の調査・審査については、調査・審査事務処理要項及び調査・審査細則に従って実施されている。当該細則第4章では、特に調査すべきと強調されている項目が示されているが、実際の調査・審査においては、これらの項目が点検されていないものがあった。

現状では、審査担当者が各自の専門的判断により調査・審査細則から調査項目を必要に応じて抜粋してチェックしているとのことであるため、保証実務の実態を考慮して、当該細則の見直しを適時適切に実施することが望ましい。

山梨県信用保証協会の調査・審査細則第1章第1条には、「保証の調査・審査につい

では、「調査・審査事務処理要領」のほか、本細則により行う。」と定められており、実際の調査・審査は、これらの要領及び細則に従って実施されるものである。当該細則第4章では、申込人の業況について、特に調査する項目として、様々な項目が明記されている。

しかしながら、「山梨県制度融資（保証先一覧）」のリスト（全8,493件）から、保証債務残高2億円以上または無作為による抽出5件を抽出基準として、サンプルで19件の保証先の保証関連書類を閲覧した結果、保証先に関して、以下の2件について、調査・審査細則に特に調査すると明記されている項目の調査が実施されていなかった。

図表Ⅲ-15(6)① 「調査・審査細則」の運用に関する検出事項

No.	条項	内容
1	第4章 第2条	「生産方式が見込生産か、受注生産か、見込生産と受注生産の併用かを見る。」 ⇒実際には未確認の保証先があった。
2	第4章 第3条	「販売先は安定しているか。」 ⇒得意先の変動がある保証先であっても内容を把握していない保証先があった。

上記の内容は、当該細則第4章では、特に調査すると明記されている項目であるが、現状では、審査担当者が各自の専門的判断により調査・審査細則から調査項目を必要に応じて抜粋してチェックしていることである。また、山梨県信用保証協会では、高い品質の調査・審査を均等に実施するため、調査・審査事務の高度化・効率化のための支援ツールとして、全国の中小企業の財務データを有する「社団法人CRD協会」と連携した審査支援システムを導入しており、定量的には詳細な格付けが行われるなど、さらには倒産確率までが数値化され、定性的な要因も考慮した格付けが行われるなど、重要ツールとして活用している。このような保証実務の実態を考慮して、当該細則の見直しを適時適切に実施することが望ましい。

(7) 求償権分類のための基礎情報の更新遅延について

指 摘 (Ⅲ-15(7))

協会は「求償権分類内規」にて、「求償権の内容把握ならびに適正かつ合理的・効果的な管理回収を図るものとして、毎月末に求償権分類の見直しを実施」と定め、システム上自動更新がされるよう設定している。しかしながら、その自動更新のための基礎データの入力・更新が適時に行われておらず、誤った分類がなされている求償権が検出された。

当該目的を達成するため、求償権分類に必要な基礎データの修正は適時実施し、分類見直しによる合理的・効果的な管理回収を実施すべきである。

山梨県信用保証協会では、「求償権分類内規」により、以下の通り求償権の分類時期等に関する取扱いを定めている。

(山梨県信用保証協会「求償権分類内規」より抜粋)

1. 目的
本内規は、求償権の分類をすることにより協会の財産である求償権の内容把握ならびに適正かつ合理的・効果的な管理回収を図るためのものである。

2. 分類方法

分類方法は、求償権口毎に顧客情報、保全状態、回収状況等により分類区分に基づきシステムで自動設定する。

3. 分類時期

分類時期は、毎月末とする。

4 分類区分

(求償権状態)

1. 完済見込 2. 回収見込 3. 長期回収見込 4. 回収可能性あり
5. 回収見込なし 6. 不明 7. 無担保・無資産の新規求償権

(管理状態)

1. 良好 2. 普通 3. 不良

上記「求償権分類内規」に記載の通り、各求償権については求償権状態・管理状態等のいくつかの分類区分に基づき、毎月末にシステム上自動で分類の見直しが行われる。

求償権について、平成26年度末時点の求償権一覧より、金額的重要性を考慮してサンプルで9件の「求償権管理台帳」を閲覧し、内規に照らして分類の妥当性を確認した。その結果、分類が明らかに不合理であるサンプルが検出された。求償権分類が適切に行われていない求償権について、以下に記載する。

図表Ⅲ-15(7) ① 分類が適切でないと考えられる求償権

求償権	A
保証番号	5000037488
代位弁済日	2011年2月18日
制度融資名漢字	経営環境変動対策
保証金額	40,000,000円
代位弁済総額	30,474,938円
残高	30,474,938円
管理状態	良好
備考	■廃業■代位弁済後返済なし

「備考」(直近の状況)を見る限り、法人は既に廃業し、代位弁済後求償先からの返済はなく、求償権の管理状態は良好とは言えない。それにもかかわらず、現在の求償権管理台帳上の「管理状態」は「良好」と判断されており、その分類は明らかに不合理である。通常であれば「管理状態」について「3. 不良」と分類のラックダウンを行うべきであるが、自動更新のための基礎データの入力・更新が適時の行われておらず、「良好」と誤った分類がなされていた。その結果、本来的に管理状態が良好で、今後も継続して回収努力を行う必要がある求償権と混同し、業務の不効率を招く恐れがある。よって、求償権の内容把握ならびに適正かつ合理的・効果的な管理回収を図るため、求償権分類に必要な基礎データの修正は適時に実施し、分類見直しによる合理的・効果的な管理回収を実施すべきである。

(8) 情報セキュリティポリシーの策定と運用について

意見(Ⅲ-15(8))

山梨県信用保証協会(以下「協会」とする。)では、情報資産を保護するための「情報セキュリティポリシー」が策定されていない。
 情報資産を様々な脅威から防御し、体系的かつ統一的に管理するため、情報セキュリティポリシーを早い段階で策定し、運用を開始することが望ましい。

情報セキュリティポリシーは、一般的には情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基本方針から構成される。情報セキュリティ基本方針は情報資産や情報セキュリティ対策の基本事項について定め、情報セキュリティ対策基本方針は情報資産の機密性・完全性・可用性等に定めた分類と管理、具体的な情報セキュリティ対策について定める。
 山梨県信用保証協会(以下「協会」とする。)では、情報システムに関する「電算業務取扱要領」やインターネット利用に関する「インターネット利用内規」等が策定され

ているが、情報セキュリティポリシーは策定されていない。

情報資産を不正なアクセスや情報の漏えい・改ざん等の脅威から防御し、高度な安全性を有した情報システムを構築するためには、情報資産に関するセキュリティ対策を総合的・体系的に規定する情報セキュリティポリシーを策定することが望ましい。

昨今のサイバー攻撃による情報漏えい事件にみられるように、情報事故がいったん発生すると、個人の権利が侵害され、組織への社会的信頼は失墜する。このような事態を避けるため、情報セキュリティポリシーを早い段階で策定し、情報資産の分類・管理を行い、情報セキュリティ対策を実施するなどの運用の開始が求められる。

なお、協会では平成27年11月から業務システムであるCOMMONシステムの運用・保守を担当する保証協会システムセンター株式会社作成の「情報セキュリティ指針」案を参考に、情報セキュリティポリシーを策定中である。平成28年度内には、他のCOMMONシステム参加協会と連携しながら、協会独自の情報セキュリティ管理態勢に基づく情報セキュリティポリシーを策定する予定である。

協会では、既に、業務系ネットワークと情報系ネットワークの分離、業務系端末と情報系端末の分離、情報系端末によるeメールの閲覧禁止、全ての端末におけるUSBメモリ接続制限、各課において情報セキュリティ自己点検を実施するなど、具体的な情報セキュリティ対策の導入は進んでいる。今後は情報資産の分類・管理を行うと共に、これらの情報セキュリティ対策を文書化し、組織の構成員へ周知していくことが重要である。

IV. おわりに

平成 27 年度の山梨県包括外部監査では、産業振興施策をテーマとして監査を実施した。従来より山梨県は、地域経済の活性化、新産業の創出などにより、雇用機会を創出し、人口減少に歯止めを掛けるため、様々な産業振興策を講じてきた。

こうした県の取り組みをより一層効果的に推進するために、「第 2 章 II. 全般的・共通的主题と対応」において、下記の 5 つの意見を記載している。

1. 産業政策における政策目標の明確化と関連付け
2. 先端産業の集積促進とイノベーション・エコシステムの構築
3. 地場産業支援の方向性
4. 女性の起業支援政策
5. 行政評価の方法

これらは、それぞれが有機的に関連するものである。即ち、明確な産業振興ビジョンのもとで、産業振興に必要な個々の政策等のあり方、政策間の役割分担や連携のあり方などを基本戦略として定め、統一的な価値観に沿った一貫性のある方針を示したうえで、この方針に従って、より具体的な産業振興策として、先端産業の創出・育成・集積をどのように促進していくか、地場産業をどのように支援していくか、女性の活躍をどのように推進していくかなどを検討・実施することを示すものである。さらに、基本戦略に従った取り組みができていくか否かを点検し、政策等そのもの見直しを含む課題の抽出と対策の検討を行うため、定量的な活動指標・成果指標を用いた行政評価を充実させることを示すものである。

平成 27 年度の監査においては、原則として平成 26 年度までの県の取り組みを対象に検討を実施している。地方自治体の実施する産業振興は、社会環境の変化の状況・スピードに合わせて、常に環境に適した内容であることが適切であり、山梨県でも、従来より継続して産業振興に関する新しい取り組みの検討を行っている。平成 27 年 12 月には、「ダイナミックやまなし総合計画」を作成し、県の目指すべき地域社会を示し（「輝き あんしん プラチナ社会」）、さらにその実現に向けた分野別のプロジェクト構想を示している。

今後、この「ダイナミックやまなし総合計画」は、本格的に実行に移されるものと考えられるが、今回の包括外部監査報告が更なる県の産業振興の一助になれば幸いである。